

○周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月25日

条例第39号

改正 平成29年3月17日 条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため

に必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	周防大島町営住宅及び一般住宅条例(平成16年周防大島町条例第192号。以下「町営住宅等条例」という。)による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	周防大島町営住宅等家賃減免基準要綱(平成22年周防大島町告示第31号。以下「町営住宅等家賃減免要綱」という。)による家賃の減免の申請に関する事務であって町長が別に定めるもの

3 町長	周防大島町乳幼児医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第75号。以下「乳幼児助成要綱」という。)による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの
4 町長	周防大島町ひとり親家庭医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第74号。以下「ひとり親家庭助成要綱」という。)による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの
5 町長	周防大島町重度心身障害者医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第73号。以下「心身障害者助成要綱」という。)による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの
6 町長	周防大島町一般不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年周防大島町告示第15号。以下「一般不妊治療費助成要綱」という。)による助成金の支給に関する事務であって町長が別に定めるもの
7 町長	周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱(平成22年周防大島町告示第30号。以下「特定不妊治療費助成要綱」という。)による助成金の支給に関する事務であって町長が別に定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	町営住宅等条例による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。)に

		<p>よる保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護就労自立給付金関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「障害者福祉法」という。)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2 町長	<p>町営住宅等家賃減免要綱による家賃の減免の申請に関する事務であって町長が別に定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護就労自立給付金関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって町長が別に定めるもの</p>
3 町長	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)による被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生保法による保護の決定及び実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>

4 町長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	乳幼児助成要綱による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設の措置に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、国保法又は高齢者医療確保法による給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、心身障害者助成要綱による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)、ひとり親家庭助成要綱によるひとり親家庭等の

		母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって町長が別に定めるもの
7 町長	ひとり親家庭助成要綱による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報、乳幼児助成要綱による乳幼児等に対する医療費の助成に関する情報(以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。)であって町長が別に定めるもの
8 町長	心身障害者助成要綱による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する情報であって町長が別に定めるもの
9 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定め	国保法又は高齢者医療確保法による被保険者に関する情報、障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健法による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定める

	るもの	もの
10 町長	一般不妊治療費助成要綱による助成金の支給に関する事務であって町長が別に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって町長が別に定めるもの
11 町長	特定不妊治療費助成要綱による助成金の支給に関する事務であって町長が別に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって町長が別に定めるもの